

## 医政メモQ&A

### 道州制特区とは—北海道が先行実施を提案—

道州制は、国の形を根本から変える究極の地方分権改革である。

平成12年4月1日、地方分権一括法が施行され、地方分権型社会へ向けての実質的なスタートが切られた。地方分権論の急速な高まりの中で明らかになってきた道州制構想そのものに対する認識を深め、その中で医療制度をどのように構築するか、医師会として積極的に関わって行かなければならない。

北海道は、道州制の先行実施に関する基本的な考え方を示した「道州制プログラム」と、このプログラムに基づき国に対して毎年行っていく提案「道州制特区に向けた提案（第1回）」を、去る4月26日政府に提出した。

**Q：道州制とは？**

**A：**日本全国を幾つかの大きなブロックに分けて、広域的な自治体である道や州を設置するという構想であり、国は外交や防衛など国家本来の役割のみを集中的に担い、それ以外の権限を大幅に自治体に移譲するというものである。

**Q：道州制導入の目指すものは？**

**A：**現在の中央集権の下では、地方住民による多様な価値観に適切に対応して行くことや、地域の多彩で個性的な特性を伸ばして行くこと、更には地域の暮らしを守り育てて行くといったことが難しく、新時代に即応した新しい仕組みが求められている。「北海道」という「地域政府」を誕生させ、北海道に関することは中央で決めるのではなく、北海道の住民と市町村と北海道とが協力して決めて行く個性豊かな地域づくりと地域主権の確立を目指すものである。

**Q：北海道の基本構想は？**

**A：**アメリカやドイツのような連邦制にする

には単一主権国家体制を定める日本国憲法を改正する必要があるが、北海道の基本構想は憲法改正を行わずに現行憲法の範囲内で実現可能な新たな地域主権体制にするものである。

**Q：財源のあり方は？**

**A：**国が進める「三位一体改革」の加速推進を促し、国庫補助負担金を原則撤廃して、これを地方の一般財源化し、国の関与の大幅な縮小や自主的な財政運営が可能となるようにする。また、安定した税収が確保できる地方税及び地方交付税制度を組み合わせた地方財政調整制度を前提とした財政システムの確立が必要であるとしている。

**Q：北海道がなぜ先行実施か？**

**A：**北海道は、経済、生活文化、住民意識の面及び地理的にも、既に一定の完結性と独自性のある独立した形態となっており、他府県と合併することなく道州制に移行できるため、先行的に早期実施が可能な地域である。

**Q：道州制モデル事業とは？**

**A：**平成16年度の国の予算で創設された「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」により、地域の自主性や裁量性を生かした社会資本の整備を計画し、公共事業における補助基準や対象事業の見直しを行う。

**Q：北海道の医療・福祉の課題は？**

**A：**北海道は、全国平均を上回る早さで少子高齢化が進行しており、かつ面積も広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野に於ける地域格差が著しく、その改善が求められている。

従って、現状のような全国一律の医師標

準数の算定基準では、必要な医療体制が確保できない状況が生じている。また、進展する過疎化により採算性も悪いことから、介護・福祉サービス事業者の参入が進まず、更には市町村の財政難から福祉・医療等の施設整備も不十分な状態である。

**Q：北海道の医療・福祉の施策は？**

**A：**地域事情に即した医療を確保するため、また過疎化に対応した地域福祉を推進するために、次のような北海道独自のプランを策定している。

■医師標準数算定基準の設定権限を国から道へ移譲し、医師標準数を北海道が設定する。

■国の標準病床数に関する規定を廃止し、北海道の裁量による基準病床数の運用を行う。

■特別医療費助成により国保に係る国庫負担金減額措置を撤廃する。

■介護サービスにおける事業者の指定基準や介護報酬単価を独自に設定、運用する。

■障害者支援費制度における事業者指定基準や支援費算定基準等を独自に設定する。

**Q：先行実施の推進プログラムは？**

**A：**平成16年度をスタートとする平成19年度までの4年間、「道州制プログラム」の中から緊急を要するもの、独自性を活かすものなどを組み合わせた推進プランを「道州制特区に向けた提案」として毎年政府に提案してゆくと同時に、プログラムに盛り込んだ各事項の可能なものから逐次実施しつつ、プログラムの見直しや新たな追加を行ってゆく。

道州制は、地方を自ら治める文字どおりの地方自治、則ち地方分権の究極的な姿として「地域政府」による地域主権型の国家を目指すものである。

その中で、医療制度や福祉政策も地域独自の実情に即したものとして大きな変革を遂げようとしている。この改革に医師会として強く関わり、中心的役割を果たさなければならない。

(政策部担当理事 橋本 絃治)

